

湯河原小学校 P T A

規約・細則

令和6年3月吉日

湯河原小学校PTA規約

第1章 名称および事務局

- 第 1条 この会は、湯河原小学校PTAという。
第 2条 この会は、事務局を湯河原小学校に置く。

第2章 目的および活動

- 第 3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第 4条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。
1 よい保護者・よい教職員となるように努める。
2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の福祉を増進し、生活の向上をはかる。
3 児童の生活環境をよくする。
4 公教育を充実させることに努める。
5 国際理解に努める。

第3章 方針

- 第 5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1 児童の教育ならびに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3 この会、または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
4 学校の方針に協力するが、人事その他、管理には干渉しない。

第4章 会員

- 第 6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
1 湯河原小学校に在籍する児童の保護者または、これに代わる者。
2 湯河原小学校の校長及び教職員。
第 7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
1 会費は、月額1世帯350円とし、増額を妨げない。また、半期分を2度に納めることとする。
第 8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。
第 9条 この会の会員は、足柄下郡PTA連絡協議会、神奈川県PTA協議会及び日本PTA全国協議会の会員となる。
第10条 会員は、一児童につき、少なくとも6年間に1度、各委員会に所属するものとする。ただし、留任・再任は妨げないものとする。

第5章 経理

- 第11条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及び、その他の収入によってまかなわれる。
- 第12条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第13条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第15条 この会の役員は、次のとおりとする。
- 会長 1名
 - 副会長 若干名
 - 書記 若干名（他教職員 1名）
 - 会計 若干名（他教職員 1名）
- 第16条 役員は、他の役員・会計監査委員または、推薦委員を、兼ねることはできない。
- 第17条 役員任期は1年とする。
- 1 役員は、同じ役員の職について再任は妨げない。ただし、連続して3年を超えてはならない。
 - 2 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。ただし、役員の職にあることが連続し、通年して6年を超えてはならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、教職員の役員は運営上、留任を妨げない。
- 第18条 会長は、次の職務を行う。
- 1 総会および運営委員会を招集し、会議を統轄する。また、必要に応じ、役員会を招集する。
 - 2 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長を委嘱する。
 - 3 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
 - 4 会長は、「推薦委員会」の集会を除くすべての会に出席して、意見を述べるができる。
- 第19条 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第20条 書記は、次の職務を行う。
- 1 総会および運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - 2 記録・通信・その他の書類を保管する。
 - 3 この会の庶務を行う。
 - 4 運営委員会の活動を知らせる。
- 第21条 会計は、次の職務を行う。
- 1 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - 2 会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 - 3 この会の財産を管理する。
 - 4 予算の立案について協力する。

第7章 会計監査委員

- 第22条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査員を置く。
- 第23条 会計監査委員は、総会において選出される。
- 第24条 会計監査委員は、必要に応じ臨時、会計監査を行うことができる。
- 第25条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第8章 推薦委員会

- 第26条 役員および会計監査委員、専門委員、推薦委員長候補者を推薦する。
- 第27条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務の処理を行う。
- 第28条 推薦委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第9章 総会

- 第29条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第30条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 1 定期総会は、年度始めおよび年度末に開催する。
 - 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また、会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第31条 総会は、会員の現在数の10分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 第32条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第10章 運営委員会

- 第33条 運営委員会は、湯河原小学校PTAの運営を行うものとする。
運営委員会は、専門委員会の代表者ならびに推薦委員長、校長および臨時委員会のある場合には、その委員長をもって構成し、常置委員会および臨時委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。
- 第34条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または、構成員の4分の1以上の要請があったとき開催する。
- 第35条 運営委員会は、委員の現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 第36条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第11章 常置委員会、特別委員会および臨時委員会

- 第37条 この会に必要な活動をするために、次の各委員会を置く。
- 1 常置委員会
 - (1) 専門委員会
 - ① 広報委員会
 - ② 会員委員会

- ③ 保健育成委員会
- ④ 子ども安全委員会
- ⑤ 学年委員会

2 特別委員会

- (1) 推薦委員会

3 臨時委員会

4 各種委員会について必要な事項は、細則で定める。

第38条 特別な事項について、必要がある時は、臨時委員会を設けることができる。

第12章 細則

第39条 細則の制定、改廃

1 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

2 運営委員会は、細則を制定または、改廃した場合には、その結果を、次期総会に報告しなければならない。

第13章 改正

第40条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも2週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

- 1 昭和59年 1月24日 一部改正 (会費の件)
- 2 平成 4年 4月22日 一部改正 (会費の件)
- 3 平成 5年 3月10日 一部改正 (12月総会削除の件)
- 4 平成 7年12月19日 一部改正 (役員増員「書記」の件) 臨時総会
- 5 平成 9年 3月 7日 一部改正 (書記の職務の件)
- 6 平成11年10月 6日 一部改正 (副会長定員の件)
- 7 平成13年 3月15日 一部改正
- 8 平成14年 3月14日 一部改正 (会員の件)
- 9 平成15年 3月14日 一部改正 (会員の件)
- 10 平成16年 3月10日 一部改正 (会員、役員、会計監査委員、選挙管理委員、役員・会計監査委員候補者指名委員会、運営委員会、常置委員会、特別委員会および臨時委員会、文字訂正の件)
- 11 平成20年 3月11日 一部改正 (会の名称、指名委員会の件、常置委員の変更)
- 12 平成27年 3月 3日 一部改正 (会費の件、指名・選挙管理委員会の件)
- 13 平成30年 3月 1日 一部改正 (副会長・書記・会計定員の件、運営委員会構成員の件)
- 14 平成31年 3月 6日 一部改正 (専門委員会の所属回数、子ども安全委員会の名称変更、学年委員長廃止の件)
- 15 令和 2年 3月 4日 一部改正 (会員の各委員会への所属の件)
- 16 令和 5年10月 1日 一部改正 (会員の各委員会への所属の件)
- 17 令和 6年 2月 5日 一部改正 (総会の名称変更の件)

細則

第1章 「推薦委員」の選出および就任

- 第1条 「推薦委員」の選出および就任は、下記のとおりとする。
- 1 推薦委員会を次の方法によってつくる。
 - (1) 学年委員が、推薦委員を兼務する。
 - (2) 教職員の中から互選により、1名を選出する。
 - 2 役割
 - (1) 「役員」、「会計監査委員」の各委員、「専門委員会」「推薦委員会」の各委員長及び「推薦副委員長」について候補者を選定する。
 - (2) 年度末総会の少なくとも15日前までに定員の候補者を推薦する。
 - 3 候補者の公示
推薦委員会は、年度末総会の少なくとも10日前までに、候補者の氏名について、全会員に知らせる。
 - 4 立候補
 - (1) 立候補しようとする会員は、推薦委員会が告示する立候補受付期間（おおむね告示から7日以内）に、立候補の届け出を推薦委員会にする。
 - (2) 立候補できる委員は、役員及び会計監査委員、専門委員長、推薦委員長とする。
 - (3) 立候補の届け出は、立候補する役職及び氏名を明記する。
 - (4) 推薦委員会は、立候補の届け出を受理した時は、届け出の締め切りを待って、全会員に公示する。
 - (5) 推薦委員会は、
 - ア 立候補者が多数の場合は選挙とする。
 - イ 選挙の時期、方法については、役員及び推薦委員で協議のうえ決定する。
 - ウ 推薦委員会は、選挙により選出された候補者を知らせる。
 - 6 候補者の氏名は、推薦委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
 - 7 役員および会計監査委員、専門委員長、推薦委員長は、年度末の総会において選出される。
推薦委員会が推薦した候補者について、年度末総会で会員の承認を得られなかった場合、年度末総会の場において討議するものとする。
 - 8 役員および会計監査委員、専門委員長、推薦委員長は、新年度より就任する。
- 第2条 役員に欠員が生じた時は、運営委員会がこれを補充する。任期は、前任者の在任期とする。

第2章 総会

- 第3条 定期総会は、次のことを行う。
- 1 年度始総会
 - (1) 会計監査を経た決算報告と承認
 - (2) 年間事業計画及び収支予算の審議決定
 - (3) 運営委員会及び会員異動の報告
 - (4) その他必要事項

- 2 年度末総会
 - (1) 新役員、会計監査委員、専門委員長、推薦委員長の選出
 - (2) 年間行事計画及び実施の反省
 - (3) その他必要事項

第3章 常置委員会、特別委員会および臨時委員会

第 1節 特別委員会

- 第 4条 特別委員会
 - 1 特別委員会として、「推薦委員会」を置く。
 - 2 会長は必要に応じて特別委員会を招集することができる。

第 2節 臨時委員会

- 第 5条 臨時委員会の委員は、運営委員会にはかり、会長が委嘱し、その任務が終了したときに解任され、会は解散する。

第 3節 委員の選出

- 第 6条
 - 1 各常置委員会の委員の数は若干名とし、運営委員会にはかり決定する。
 - 2 各常置委員会の委員は、学年より選出された委員を運営委員会にはかり、会長が委嘱する。
- 第 7条 各委員会の副委員長は、委員長の指名、または委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 第 8条 正副委員長および委員の任期は1年とする。ただし引き続き再任を妨げない。

第 4節 委員の役割

- 第 9条 子ども安全委員会の役割は以下の内容とする。
 - 1 地域の連絡・運営をはかる。
 - 2 会員または、必要に応じ、関係諸団体および地域社会に対し、会の主旨の解明・情報の伝達・意見の交換につとめる。
- 第 10条 学年委員会の役割は以下の内容とする。
 - 1 学年・学級の組織を通じて、児童の学習活動を理解し、学校と家庭との結合をはかり、教育の向上に努める。
 - 2 学年・学級経営に、側面的に協力する。
 - 3 推薦委員を兼務する。
 - 4 その他、常置各委員会の活動に協力する。
- 第 11条 広報委員会の役割は以下の内容とする。
 - 1 広報活動により、この会の企画および諸活動、その他の情報を伝達する。
 - 2 会員相互の意志の疎通をはかるため、会報を発行する。
- 第 12条 会員委員会の役割は以下の内容とする。
 - 1 P T Aや学校教育活動のための財源を確保する活動に携わる。
 - 2 P T A総会の運営に協力する。

第13条 保健育成委員会の役割は以下の内容とする。

- 1 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
- 2 児童の健康増進のため、学校給食が十分な効果をあげるよう努力する。
- 3 学校の保健事業について協力し、各家庭の健康生活の向上を図る。

第5節 学校長

第14条 校長は、学校の管理ならびに教育上、各常置委員会および臨時委員会に出席して、意見をのべることができる。

第4章 会計監査報告

第15条 会計監査報告は、年度始総会および中間会計監査後行うこととする。

第5章 表彰、慶弔、旅費

第16条 この会は、学校に在籍する児童・教職員および会員の慶弔および旅費規定を、別に定める。

第6章 改正

第17条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会の少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。

改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

- | | | |
|----|-------------|------|
| 1 | 昭和51年 | 一部改正 |
| 2 | 昭和52年 | 一部改正 |
| 3 | 昭和54年 | 一部改正 |
| 4 | 昭和58年 | 一部改正 |
| 5 | 昭和63年12月20日 | 一部改正 |
| 6 | 平成5年3月10日 | 一部改正 |
| 7 | 平成9年1月17日 | 一部改正 |
| 8 | 平成10年2月5日 | 一部改正 |
| 9 | 平成11年10月6日 | 一部改正 |
| 10 | 平成13年3月15日 | 一部改正 |
| 11 | 平成14年3月14日 | 一部改正 |
| 12 | 平成15年3月14日 | 一部改正 |
| 13 | 平成16年2月26日 | 一部改正 |
| 14 | 平成17年2月22日 | 一部改正 |
| 15 | 平成20年2月18日 | 一部改正 |
| 16 | 平成24年3月6日 | 一部改正 |
| 17 | 平成27年3月3日 | 一部改正 |
| 18 | 平成29年4月13日 | 一部改正 |
| 19 | 平成30年4月12日 | 一部改正 |

20	平成31年	3月	6日	一部改正(子ども安全委員会の名称と選出方法の変更、 学年委員長の廃止、学年委員の人数変更)
21	令和5年	10月	1日	一部改正
22	令和6年	2月	5日	一部改正

第7章 付則

第18条 この付則は、昭和52年4月1日より、実施する。

表彰、慶弔、旅費規定

この規定は、細則第5章、第16条により定める。

《 表彰規定 》

- 第 1条 この会の会員等で、次の各号に該当し、運営委員会で認めた者について表彰する。
- 1 特に本会の発展に功勞のあった者。

《 慶弔規定 》

- 第 1条 この会の会員および児童で、次の各号に該当した場合は、それぞれ次により、慶弔の意を表す。
- 1 不慮の災害により、相当の被害を受けた場合は、その状況により応分の見舞いをする。
 - 2 会員および児童の死亡に際しては、役員が代表が弔問し、香料等を呈する。
- 第 2条 緊急やむをえない事項、またはこの規定で定めない事項については、役員が協議し決定する。

《 旅費規定 》

- 第 1条 役員および運営委員の出張については、次のように定める。
- 1 町内を除く県内の出張については、実費を支給する。但し、児童の付添ボランティアとしての交通費は町内においても実費支給する。
 - 2 県外出張の場合は、事例によりこれを定める。
 - 3 自家用車の場合は、別にこれを協議する。
 - 4 この規定に定めない事項については、役員協議のうえ決定する。

平成 3年12月 訂正

平成12年 2月 訂正

平成16年 2月 訂正

令和 5年10月 訂正